

新たな地域福祉活動応援資金

令和6年度 善意銀行払出（助成）要項

「新たな地域福祉活動応援資金」払出（助成）を募集します

平野区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。

この善意銀行に預託いただきました、みなさまの善意を活用し、区民のみなさまに見える形で地域福祉の推進に資するため「新たな地域福祉活動応援資金」を設け、地区社会福祉協議会等の地域団体や施設・法人等を対象に払出（助成）を行います。

つきましては、次のとおり払出（助成）先を募集します。

1 払出対象 (1) 各地区社会福祉協議会

(2) その他、善意銀行運営委員長が適当と認めた者

※ただし、上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・大阪市の補助金やその他の公的助成を受けている団体・法人。ただし、社会福祉法人は、払出（助成）を受ける活動に対して、補助金等を受けていなければ、対象とする。
- ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・営利を目的とするもの
- ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの

2 対象となる活動

住民主体の地域福祉活動や、地域団体等と協働し地域福祉や地域社会に貢献する活動で、先駆的・開拓的・発展的な要素のある新たな活動または、既存の活動の対象者や活動場所等を新たに拡充するもの

※次の活動は、対象となりません。団体・法人が行う組織運営・団体構成員のための自助活動や施設・法人利用者向けの活動

《活動例：地区社協等》

活動領域	住民の福祉活動への参加を呼びかける活動	・福祉座談会、懇談会 ・福祉講座 ・広報紙、情報誌の発行 ・啓発リーフレットの作成 など
	地域のつながりと住民のふれあいを深めるため交流の場を作る活動	・食事サービス ・子ども食堂 ・おもちゃ図書館の開設 ・親子広場の開設 ・子どもの学習支援、居場所づくり活動 ・ふれあい喫茶 ・世代間交流 ・福祉施設との交流 ・介護者のつどい ・外国籍の方との交流 ・認知症カフェ など
	地域住民対象のセミナー活動	・子育て講座（出前講座） ・介護セミナー ・介護予防講座 ・モノづくり講座

活 動 領 域		<ul style="list-style-type: none"> ・男性料理教室 ・子ども向け講座 など
	就労の場づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者、障がい者等の中間就労の受入れ ・高齢者等の就労の場づくりの支援 など
	生活支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の買い物支援 ・高齢者配食サービス ・車での送迎サービス ・鍵預かりサービス など
	地域交流促進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部（会議室・食堂・駐車場等）を地域の活動の場に開放 ・地域住民のサロンに開放 ・生涯学習の場に開放 ・子育て広場の開設 など
	災害支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への災害支援活動のための研修や機材整備 ・福祉避難所開設のための災害訓練や機材整備 など
	日常生活で援助を必要とする人を支える活動	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、見守り活動 ・外出の付添い ・車イスで入りやすいお店などのマップづくり ・車での送迎 ・電球の取り替え など
	地域活動を支え活動の担い手を広げる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア（ふれあい員）スクール ・ボランティアと当事者の懇談会 ・活動グループづくり など

- 3 対象経費 (1) 諸謝金、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費、賃借料、会議費、雑費
(2) 自らの責任において負担すべき飲食費及び建物設備の改修にかかわるものは、対象外とします。
(3) 事業費総額の10%以上の自主財源が必要です。

- 4 払出金額 (1) 初年度 10万円以内（既存の活動の拡充は、8万円以内）
(2) 2年目 5万円以内（既存の活動の拡充は、4万円以内）
(3) 3年目 5万円以内
(4) 同じ活動に対する払出は、3年に限り、予算の範囲で年度ごとに決定します。

- 5 申請方法 払出申請書（様式1）に、①前年度収支決算書（施設・法人は不要）
②事業計画書（実施3年間の年度ごとの計画および4年目以降の見通し）、③収支予算書（活動にかかわるもの）、④団体・施設・法人の定款や規約、⑤役員名簿を添付し、平野区社会福祉協議会まで提出してください。

- 6 申請期間 令和6年4月1日（土）～9月30日（土）
※申請時期により、助成額を減額することがあります。

- 7 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、ご了承ください。
- 8 決定通知 結果については、文書「決定通知書（様式2）」で通知します。
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
- ・「払出請求書（様式3）」を提出
 - ・「払出請求書」を受理後30日以内に振込予定
 - ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（様式4）」及び必要書類を提出してください。
- ※詳しくは、払出決定先にお知らせします。
- 9 留意事項
- （1）申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容と異なる活動であったり、虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、払出額を返還いただく場合もあります。
 - （2）申請受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話または訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
 - （3）「新たな地域福祉活動応援資金」の払出を受けた場合は、他の払出を受けることはできません。
 - （4）3年間の払出（助成）を受けている間は、活動内容が異なっても2つ以上の申請をすることはできません。
 - （5）払出（助成）の期間中に、活動内容について報告会等で1回以上報告してください。
 - （6）活動の実施に際して、平野区社会福祉協議会善意銀行から払出を受けていることを周知してください。

《お申し込み、お問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会

〒547-0043 大阪市平野区平野東2丁目1番30号

電話番号(06)6795-2525

FAX番号(06)6795-2929